

令和 3 年第 1 回さくら市議会 定例会追加議案書

(令和 3 年 3 月 15 日提出 追加議案第 1 号～第 6 号)

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
追加 1	押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例の制定について	市 長	P 4
追加 2	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	〃	P 7
追加 3	さくら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	〃	P 10
追加 4	令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 14 号）	〃	P 11
追加 5	令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）	〃	P 33
追加 6	第 2 次さくら市総合計画基本構想の変更について	〃	P 54

追加議案第 1 号

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例の制定について

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

押印等を求める手続の見直し等のための関係条例の整理に関する条例

(さくら市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第 1 条 さくら市固定資産評価審査委員会条例(平成 17 年さくら市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項を削り、同条第 5 項を同条第 4 項とし、同条第 6 項を同条第 5 項とする。

第 7 条第 3 項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第 8 条第 5 項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第 8 項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第 9 条第 2 項中「記載し、調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

第 12 条第 2 項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改める。

(さくら市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 2 条 さくら市職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 36 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「に基づき」を「の規定に基づき、」に改める。

第 2 条中「、任命権者の面前において」を削り、「に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない」を「を任命権者に提出しなければならない」に改める。

第 3 条中「定めることができる」を「別に定める」に改める。

別記様式中「氏 名㊟」を「氏 名」に改める。

(さくら市学校職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第 3 条 さくら市学校職員のサービスの宣誓に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 84 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び第 2 条」を削り、「さくら市立小学校及び中学校職員(以下「職員」という。)」を「市町村立小中学校等職員としてさくら市立学校(さくら市立学校の設置に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 89 号)第 2 条に規定するさくら市立学校をいう。)に勤務する職員(以下「学校職員」という。)」に改める。

第 2 条中「さくら市学校職員(以下「学校職員」という。)」を「学校職員」に改め、「教育長又はさくら市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の定める上級の公務員の前で」を削り、「に署名し、これを朗読してからでなければ、その職務を行ってはならない」を「を教育長に提出しなければならない」に改める。

第 3 条中「を除くほか」を「のほか」に改め、「教育委員会が」の次に「別に」を加える。

別記様式中「ここに」を「ここに、」に、「氏 名 ㊟」を「氏 名」に改める。

(さくら市火入れに関する条例の一部改正)

第 4 条 さくら市火入れに関する条例(平成 17 年さくら市条例第 141

号)の一部を次のように改正する。

様式第1号中「氏名」を「氏名」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にある第2条の規定による改正前のさくら市職員のサービスの宣誓に関する条例、第3条の規定によるさくら市学校職員のサービスの宣誓に関する条例及び第4条の規定によるさくら市火入れに関する条例に基づく様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

追加議案第 2 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につ
いて

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和 3 年 3 月 15 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(さくら市国民健康保険税条例の一部改正)

第 1 条 さくら市国民健康保険税条例(平成 17 年さくら市条例第 65 号)
の一部を次のように改正する。

附則第 22 項第 1 号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成
24 年法律第 31 号)附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス
感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス
(令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に
伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感
染症」に改める。

(さくら市国民健康保険条例の一部改正)

第 2 条 さくら市国民健康保険条例(平成 17 年さくら市条例第 121 号)

の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ）」に改める。

（さくら市介護保険条例の一部改正）

第 3 条 さくら市介護保険条例（平成 17 年さくら市条例第 122 号）の一部を次のように改正する。

附則第 19 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正）

第 4 条 さくら市新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和 2 年さくら市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

（さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金条例の一部改正）

第 5 条 さくら市新型コロナウイルス感染症対策特別資金融資に係る利子補給金運用基金条例（令和 2 年さくら市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1

月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

追加議案第3号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部改正について

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条
例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月15日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例

さくら市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条
例（平成17年さくら市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表市医の項の次に次のように加える。

予防接種事 故調査委員 会委員	医師	日額 20,000円
	弁護士	日額 15,000円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

追加議案第 4 号

令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 14 号）

令和 2 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 14 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和 2 年度さくら市一般会計補正予算（第 13 号）の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,671 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 246 億 1,000 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加、変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 3 年 3 月 15 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
22 市 債			
		1 市 債	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
7,826,563	△43,302	7,783,261
5,861,413	△43,302	5,818,111
474,313	△151,311	323,002
454,915	△151,311	303,604
1,606,803	157,900	1,764,703
1,606,803	157,900	1,764,703
24,646,716	△36,713	24,610,003

歲 出

款	項
4 衛 生 費	1 保 健 衛 生 費
10 教 育 費	2 小 学 校 費 3 中 学 校 費
歲 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,229,260	△46,321	1,182,939
676,679	△46,321	630,358
3,057,881	9,608	3,067,489
669,910	7,206	677,116
111,687	2,402	114,089
24,646,716	△36,713	24,610,003

第 2 表 繰越明許費補正

追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	3 都市計画費	氏家駅東地区魅力向上事業	4,896
10 教育費	2 小学校費	小学校運営事業	7,206
10 教育費	3 中学校費	中学校運営事業	2,402

変更

(単位：千円)

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種事業	36,000	17,482

第 3 表 債務負担行為補正

変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
コールセンター・グループ・集団接種対応業務委託	令和 2 年度から 令和 3 年度まで	120,000	補正前に同じ	52,000

第 4 表 地方債補正

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
減収補填債	157,900	普通貸借 又は 証券発行	4.0% 以 内 (ただ し、利率見 直し方式 で借り入 れる資金 について、 利率の見 直しを行 った後 においては 当該見直 し後の利 率とす る。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。ただ し、市財政の都 合により据置期 間及び償還期限 を延長し、短縮 し、若しくは繰 上償還、又は借 換えすることが できる。

令和2年度さくら市一般会計補正予算
(第14号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款					補正前の額	
15	国	庫	支	出	金	7,826,563
19	繰		入		金	474,313
22	市				債	1,606,803
		歳	入	合	計	24,646,716

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△43,302	7,783,261	
△151,311	323,002	
157,900	1,764,703	
△36,713	24,610,003	

歳 出

款	補正前の額	補 正 額
4 衛 生 費	1,229,260	△46,321
10 教 育 費	3,057,881	9,608
歳 出 合 計	24,646,716	△36,713

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
1,182,939	△48,102			1,781	
3,067,489	4,800			4,808	
24,610,003	△43,302			6,589	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	7,826,563	△43,302	7,783,261
	2 国庫補助金	5,861,413	△43,302	5,818,111
	3 衛生費国庫補助金	84,257	△48,102	36,155
	5 教育費国庫補助金	210,359	4,800	215,159
19	繰入金	474,313	△151,311	323,002
	2 基金繰入金	454,915	△151,311	303,604
	2 減債基金繰入金	409,878	△151,311	258,567
22	市債	1,606,803	157,900	1,764,703
	1 市債	1,606,803	157,900	1,764,703
	1 総務債	775,503	157,900	933,403

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費補助金	△48,102	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	△33,171
		新型コロナウイルスワクチン接種費用等補助金 (10/10)	△14,931
4 教育振興費補助金	4,800	学校保健特別対策事業費補助金	4,800

1 減債基金繰入金	△151,311	減債基金繰入金	△151,311

3 減収補填債	157,900	減収補填債	157,900

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4	衛生費	1,229,260	△46,321	1,182,939	△48,102			1,781
	1 保健衛生費	676,679	△46,321	630,358	△48,102			1,781
	2 予防費	261,063	△46,321	214,742	△48,102			1,781

10	教育費	3,057,881	9,608	3,067,489	4,800			4,808
	2 小学校費	669,910	7,206	677,116	3,600			3,606
	1 学校管理費	654,847	7,206	662,053	3,600			3,606
	3 中学校費	111,687	2,402	114,089	1,200			1,202
	1 学校管理費	101,008	2,402	103,410	1,200			1,202

4 衛生費
(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
1 報酬	△1,483	○新型コロナウイルスワクチン接種事業 嘱託医師報酬 その他非常勤職員報酬 社会保険料 報償金 非常勤職員費用弁償 消耗品費 印刷製本費 通信運搬費 手数料 保険料 業務委託料 使用料 庁用器具費 機械器具費	△46,321	
4 共済費	△283		270	
7 報償費	△3,897		△1,753	
8 旅費	△129		△283	
10 需用費	△7,182		△3,897	
11 役務費	△85		△129	
12 委託料	△14,557		△2,545	
13 使用料及び賃借料	550		△4,637	
17 備品購入費	△19,255		747	
			△842	

10 需用費	7,206	○小学校運営事業 消耗品費	7,206 7,206
10 需用費	2,402	○中学校運営事業 消耗品費	2,402 2,402

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	
			報 酬	給 料	期末手当 <small>年間支給率(月分)</small>	その他 の手当			計
補 正 後	長 等	3		19,913	7,418 (3.30)	51	27,382	4,493	31,875
	議 員	18	72,248		23,706 (3.30)		95,954	25,998	121,952
	その他の 特別職	1,214	79,164				79,164		79,164
	計	1,235	151,412	19,913	31,124	51	202,500	30,491	232,991
補 正 前	長 等	3		19,913	7,418 (3.30)	51	27,382	4,493	31,875
	議 員	18	72,248		23,706 (3.30)		95,954	25,998	121,952
	その他の 特別職	1,211	78,894				78,894		78,894
	計	1,232	151,142	19,913	31,124	51	202,230	30,491	232,721
比 較	長 等	0					0		0
	議 員	0					0		0
	その他の 特別職	3	270				270		270
	計	3	270	0	0	0	270	0	270

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(306) 365	389,564	1,268,842	714,596	2,373,002	443,769	2,816,771	
補正前	(316) 365	391,317	1,268,842	714,596	2,374,755	444,052	2,818,807	
比 較	(△ ¹⁰) 0	△ 1,753	0	0	△ 1,753	△ 283	△ 2,036	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	26,194	21,964	19,468	880	126,999	2,130
	補正前	26,194	21,964	19,468	880	126,999	2,130
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,670	280,820	183,310	17,840	0	321
	補正前	34,670	280,820	183,310	17,840	0	321
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
2-コールセンター・ 集団接種対応業務委託	(120,000) 52,000			令和2年度 令和3年度	(120,000) 52,000	(120,000) 52,000			

() 内は、補正前の数値である。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	14,656,406	14,029,164	1,810,403	1,701,304	14,138,263
(1) 総務	5,809,156	5,689,486	933,403	697,198	5,925,691
(2) 民生	509,998	435,948	10,400	74,244	372,104
(3) 衛生	299,881	330,697	22,700	23,738	329,659
(4) 農林水産	786,370	674,483	24,900	96,417	602,966
(5) 商工	0	0	93,300	0	93,300
(6) 土木	3,192,760	2,920,992	251,800	387,041	2,785,751
(7) 消防	709,856	702,831	2,000	81,507	623,324
(8) 教育	3,348,385	3,274,727	471,900	341,159	3,405,468
2 災害復旧費	12,169	69,032	77,700	638	146,094
(1) 公共土木施設	8,769	29,557	14,100	213	43,444
(2) 農林水産業施設	3,400	39,475	63,600	425	102,650
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	14,668,575	14,098,196	1,888,103	1,701,942	14,284,357

追加議案第 5 号

令和 3 年度さくら市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 3 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 令和 3 年度さくら市一般会計予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 億 8,401 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 192 億 6,401 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

令和 3 年 3 月 15 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
15 国 庫 支 出 金			
		1 国 庫 負 担 金	
		2 国 庫 補 助 金	
19 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
21 諸 収 入			
		3 貸 付 金 元 利 収 入	
歳 入	合 計		

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,857,766	△17,363	2,840,403
2,115,203	130,510	2,245,713
733,996	△147,873	586,123
982,000	1,379	983,379
981,998	1,379	983,377
1,194,411	500,000	1,694,411
1,005,150	500,000	1,505,150
18,780,000	484,016	19,264,016

歲 出

款		項	
4 衛 生 費			
		1 保 健 衛 生 費	
7 商 工 費			
		1 商 工 費	
歲 出		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,458,837	△83,984	1,374,853
905,206	△83,984	821,222
1,321,980	568,000	1,889,980
1,321,980	568,000	1,889,980
18,780,000	484,016	19,264,016

第 2 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症 対策特別資金利子補給金事 業	令和 3 年度から 令和 6 年度まで	54,000

令和3年度さくら市一般会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
15	国庫支出金	2,857,766
19	繰入金	982,000
21	諸収入	1,194,411
	歳入合計	18,780,000

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
△17,363	2,840,403	
1,379	983,379	
500,000	1,694,411	
484,016	19,264,016	

歳出

款		補正前の額	補正額
4	衛生費	1,458,837	△83,984
7	商工費	1,321,980	568,000
歳出合計		18,780,000	484,016

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
1,374,853	△85,363			1,379	
1,889,980	68,000		500,000		
19,264,016	△17,363		500,000	1,379	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
15	国庫支出金	2,857,766	△17,363	2,840,403
	1 国庫負担金	2,115,203	130,510	2,245,713
	4 衛生費国庫負担金	0	130,510	130,510
	2 国庫補助金	733,996	△147,873	586,123
	1 総務費国庫補助金	52,036	68,000	120,036
	3 衛生費国庫補助金	314,316	△215,873	98,443

19	繰入金	982,000	1,379	983,379
	2 基金繰入金	981,998	1,379	983,377
	1 財政調整基金繰入金	604,998	1,379	606,377

21	諸収入	1,194,411	500,000	1,694,411
	3 貸付金元利収入	1,005,150	500,000	1,505,150
	1 商工費貸付金元利収入	1,005,150	500,000	1,505,150

15 国庫支出金
(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	130,510	新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金 (10/10)	130,510
1 総務費補助金	68,000	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	68,000
1 保健衛生費補助金	△215,873	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金 (10/10)	△47,282
		新型コロナウイルスワクチン接種費用等補助金 (10/10)	△168,591
1 財政調整基金繰入金	1,379	財政調整基金繰入金	1,379
1 商工費貸付金元利収入	500,000	中小企業振興資金融資預託金回収金	500,000

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			一般財源
						特 定 財 源			
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4		衛生費	1,458,837	△83,984	1,374,853	△85,363			1,379
	1	保健衛生費	905,206	△83,984	821,222	△85,363			1,379
		2 予防費	481,718	△83,984	397,734	△85,363			1,379

7		商工費	1,321,980	568,000	1,889,980	68,000		500,000	
	1	商工費	1,321,980	568,000	1,889,980	68,000		500,000	
		2 商工振興費	1,131,648	568,000	1,699,648	68,000		500,000	

4 衛生費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	18,496	○新型コロナウイルスワクチン接種事業	△83,984
3 職員手当等	4,222	委員報酬	330
4 共済費	339	嘱託医師報酬	△11,700
7 報償費	△29,698	その他非常勤職員報酬	29,866
8 旅費	908	時間外勤務手当	2,520
10 需用費	2,595	期末手当	1,702
11 役務費	△11,408	社会保険料	339
12 委託料	△75,798	報償金	△29,698
13 使用料及び賃借料	5,850	非常勤職員費用弁償	908
17 備品購入費	510	消耗品費	1,836
		印刷製本費	759
		通信運搬費	△1,727
		手数料	△9,743
		保険料	62
		業務委託料	△75,798
		使用料	3,850
		賃借料	2,000
		庁用器具費	510
18 負担金、補助及び交付金	68,000	○中小企業振興資金融資事業	550,000
20 貸付金	500,000	補助金	50,000
		貸付金	500,000
		○新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業	18,000
		補助金	18,000

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率(月分)	その他 の手当	計			
補正後	長 等	3		27,180	10,839 (3.30)	137	38,156	6,800	44,956
	議 員	18	74,100		23,435 (3.30)		97,535	24,676	122,211
	その他の 特別職	1,179	88,641				88,641		88,641
	計	1,200	162,741	27,180	34,274	137	224,332	31,476	255,808
補正前	長 等	3		27,180	10,839 (3.30)	137	38,156	6,800	44,956
	議 員	18	74,100		23,435 (3.30)		97,535	24,676	122,211
	その他の 特別職	1,178	100,011				100,011		100,011
	計	1,199	174,111	27,180	34,274	137	235,702	31,476	267,178
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0
	議 員	0	0		0		0	0	0
	その他の 特別職	1	△ 11,370				△ 11,370		△ 11,370
	計	1	△ 11,370	0	0	0	△ 11,370	0	△ 11,370

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(331) 364	416,959	1,279,224	784,089	2,480,272	454,807	2,935,079	
補正前	(315) 364	387,093	1,279,224	778,959	2,445,276	454,468	2,899,744	
比 較	(16) 0	29,866	0	5,130	34,996	339	35,335	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,764	34,957	18,167	883	130,932	2,265
	補正前	25,764	34,049	18,167	883	128,412	2,265
	比 較	0	908	0	0	2,520	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,326	326,419	192,758	17,000	0	618
	補正前	34,326	324,717	192,758	17,000	0	618
	比 較	0	1,702	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(5) 311	0	1,140,825	692,151	1,832,976	359,502	2,192,478	
補正前	(5) 311	0	1,140,825	689,631	1,830,456	359,502	2,189,958	
比 較	(0) 0	0	0	2,520	2,520	0	2,520	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	25,764	18,371	18,167	883	123,345	2,265
	補正前	25,764	18,371	18,167	883	120,825	2,265
	比 較	0	0	0	0	2,520	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	34,326	258,654	192,758	17,000	0	618
	補正前	34,326	258,654	192,758	17,000	0	618
	比 較	0	0	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備考
		報 酬	給 料	職員手当	計			
補正後	(326) 53	416,959	138,399	91,938	647,296	95,305	742,601	
補正前	(310) 53	387,093	138,399	89,328	614,820	94,966	709,786	
比 較	(16) 0	29,866	0	2,610	32,476	339	32,815	

(単位：千円)

職員手当 の 内 訳	区 分	扶養手当	通勤手当	住居手当	特殊勤務 手当	時間外勤務 手当	宿日直手当
	補正後	0	16,586	0	0	7,587	0
	補正前	0	15,678	0	0	7,587	0
	比 較	0	908	0	0	0	0
	区 分	管理職手当	期末手当	勤勉手当	児童手当	単身赴任 手当	管理職特別 勤務手当
	補正後	0	67,765	0	0	0	0
	補正前	0	66,063	0	0	0	0
	比 較	0	1,702	0	0	0	0
	区 分	地域手当	寒冷地手当				
	補正後	0	0				
	補正前	0	0				
	比 較	0	0				

備考 () 内は、短時間勤務職員について外書き。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細 (※会計年度任用職員は含まない)

(単位：千円)

区 分	増減額	増減事由別内訳		説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分			
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分	0		
職 員 手 当	2,520	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	2,520	事業の精査による	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たりの給与

区 分		一般行政職	技能労務職
令和3年1月1日現在	平均給料月額 (円)	288,118	283,791
	平均給与月額 (円)	314,390	302,155
	平均年齢 (歳)	41.2	55.7

備考 短時間勤務職員以外の職員について作成。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末まで の支出見込額		当該年度以降 の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
3-新型コロナウイルス感染症対策特別資金利子補給金事業	(0) 54,000			令和3年度 令和6年度	(0) 54,000				(0) 54,000

() 内は、補正前の数値である。

追加議案第6号

第2次さくら市総合計画基本構想の変更について

第2次さくら市総合計画基本構想を別紙のとおり変更することについて、さくら市総合計画条例（平成27年さくら市条例第15号）第6条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年3月15日提出

さくら市長 花塚隆志

基本構想

基本構想

1 まちづくりの体系・全体像

さくら市のまちづくりを進める基本的な考え方を示す「まちづくりの基本理念」に基づき、さくら市がめざすまちづくりの方向性を示す「将来都市像」の実現をめざします。

なお、まちづくりの基本理念、将来都市像は、第1次振興計画を継承するものとします。

まちづくりの理念

持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり
－さくら市での暮らしを楽しめるまちづくり－

将来都市像

安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち
－健康・里山・桜の小都市－

まちづくりの方向性



基本計画
(施策別計画)

2 まちづくりの基本理念・将来都市像

(1) まちづくりの基本理念

<持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくり>

ーさくら市での暮らしを楽しめるまちづくりー

さくら市は、清らかな河川と緑豊かな田園・丘陵地が広がるとともに、古墳、城跡、神社仏閣等を始めとした、先祖から受け継がれてきた歴史や文化があり、更には喜連川温泉等の観光資源にも恵まれています。

これらの自然・歴史を守り、未来に引き継いで行くため、自分達の責任で自らのまちをつくるという自立意識を常に市民と行政が共有し、広い視野でまちづくりを進めていく必要があります。

さくら市においても人口減少社会を迎えることとなりますが、人口減少による影響を抑制し、新しい社会体制に対応していくためには、効果的・効率的な行政経営により財政基盤を安定させつつ、産業の活性化や仕事の創出に力を注ぎ、定住・交流・関係人口の増加につながる魅力あるまちづくりの推進が必要です。そして、市民の結婚・出産の希望を叶えられるよう、子育て・教育への支援を充実させるとともに、誰もが安心して地域で暮らせるような仕組みづくりに取り組むことで、持続性のあるまちづくりを進めていくことが重要と考えます。

そのため、さくら市は、まちづくりの基本理念を「持続性のある自立した行財政基盤を確立し、安心して暮らせるまちづくりーさくら市での暮らしを楽しめるまちづくりー」として、あらゆる施策に反映させていきます。

(2) 将来都市像

<安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまち>

ー健康・里山・桜の小都市ー

少子高齢化、情報化、地球温暖化、グローバル化等、暮らしの環境が大きく変化する中、時代又は環境に合わせた施策の拡充・見直しを常に行い、安心して暮らせるまちになるように取り組みます。

氏家町・喜連川町の2町合併により、さくら市が誕生して15年が経過しました。これからも、さくら市としての一体感を更に醸成させるため、地域同士の交流はもちろん、市外との人・経済の交流を活発化させることにより新たな魅力を創造し、地域資源・都市機能の総合力を向上させるべく、地域・ひと・ものの結びつきを強めるまちづくりをめざします。

さくら市は、これらのまちづくりのあり方を、将来都市像として「安心して暮らせ、地域・ひと・ものを結ぶ、魅力いっぱいのまちー健康・里山・桜の小都市ー」と定めます。

3 まちづくりの方向性

まちづくりの理念・将来都市像を実現するため、次の項目をまちづくりの基本的な方向として設定します。

(1) 自立した行財政の確立

まちづくりを進めるためには、さくら市が、持続性のある自立した行財政運営が可能な自治体であることが大前提となります。

国における財政再建・地方分権の進展に伴い、市町村財政が年々厳しくなる中で、計画的で持続性のある財政運営のため、行財政改革、より効率的で効果的な施策の展開、適正な受益者負担、自主財源確保、市民との協働等を進めます。

(2) まちづくりの基本は人づくり

心豊かな人を育み、心身が健全で、思いやりと生きがいを持った人づくりを進めます。

特に、次代を担う子ども達がたくましくのびのびと育つよう、家庭と地域の連携を深めるとともに、生涯に渡って学ぶ意欲を養い、生きる力・確かな学力を培う学校教育の充実等、教育の充実による人づくりを進めます。

(3) いきいきと生活を楽しむまちづくり

多様化する個人の価値観・ライフスタイル（生活様式）に合わせ、それぞれが生きがいを持ち、人生・生活を楽しむことができるよう、ゆとりあるまちづくりのための仕組みを整えていきます。地域の歴史・風土・文化を自らの個性・特徴として再認識し、次世代に向けた文化を築くとともに、高齢化が進行する社会を明るく健康的で生き生きとしたものにするため、生きがいづくり、生涯学習、健康づくり等に取り組むとともに、いざというときには安心して適切な医療サービスが受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。また、性別・年齢・国籍にかかわらず、個人の感性・価値観に基づいたライフスタイルを選択し、能力を活かすことができるようなまちづくりを進めます。

(4) 活力と魅力にあふれるまちづくり

さくら市を明るく豊かなまちとして発展させていくためには、産業の活性化、氏家駅周辺等の中心市街地の活性化、観光、文化等での交流・関係人口の増加が不可欠です。

そのため、市民による連携を深めながら、効果的な魅力づくりを行います。また、喜連川温泉を中心に豊かな自然環境・歴史・文化といった地域資源を活かしてにぎわいのあるまちづくりを進めるほか、農業がより活性化するような取組及び地域の中小企業等が新たな分野・技術に挑戦できるような環境づくりを進めていきます。

(5) 環境にやさしいまちづくり

地球温暖化をはじめとした環境問題は、大規模な自然災害、ヒートアイランド現象等により、直接、私達の生活に影響を及ぼします。そのため、自然環境の保全に改めて強い意識をもって努力するとともに、自然環境への負担をなるべく少なくするような生活を実践していかなければなりません。

更に、現在の産業構造を可能な限り循環型に転換することにより、リサイクル社会実現に向けた取組を進めていく必要があります。

(6) 人口減少社会への対応・取組の推進

平成 20 年以降、日本は人口減少社会に転換しているといわれています。人口減少は、国力の低下につながるため、国は、平成 26 年 12 月にまち・ひと・しごと創生総合戦略を定め、2060 年人口 1 億人の政策目標を掲げました。

さくら市は、市の誕生以来、人口が増加傾向にありましたが、今後はゆるやかに減少していくことが予想され、それに伴い、税収の減少、地域経済の停滞、高齢者医療費の問題等、様々な影響が懸念されています。

その対策として、雇用の質・安定性を維持し、それにより「しごと」が「ひと」を呼び、更には「ひと」が「しごと」を呼びこみ「まち」に活力を与えるような「まち・ひと・しごと」の好循環の確立を図ります。また、一定数の人口減少は避けられないという現実を踏まえ、新たな人口規模を見据えた事業展開、公共施設再編等の取組について、住民との共通認識を形成しながら、推進していく必要があります。

4 計画推進の基本姿勢

この基本構想は、将来都市像の実現を図るための市政運営の根幹となる指針であり、市民・行政が一体となって目指すべき努力目標となるものです。

したがって、この構想の推進にあたっては、市民・企業・行政の役割分担を明確にした上で、国、県、近隣市町、広域地域等と連携しながら、効率的な行財政運営を基本として、着実かつ適切に諸施策を進めていきます。

(1) 市民主体・市民との協働の推進

地方分権により、国・県と市町村は対等な関係で施策の展開を進める事となり、各自治体が自己決定・自己責任により施策を執行する事となります。

自己決定・自己責任で施策を選択するためには、従来にも増して市民の視点に立ち、より必要性が高く効果的な施策を市民との協働により進める「市民が主役のまちづくり」が大切です。

「自ら考え、自ら行動する」という主体的な責任を持って社会に参加する人づくりを進めるとともに、市民・NPOの活動を促進し、市民・企業・行政がそれぞれ対等の立場で協力し合う、協働を基本とした自立・連携のまちづくりを推進します。

今後、更に厳しくなる行財政運営と多様化する住民ニーズに対応するためには、市民・行政が良好な信頼関係を保ちつつ、協働によるまちづくりを進めていくことが必要であるため、まちづくりに取り組む地域コミュニティ、市民団体、NPO等について、その主体的な活動を支援し、市民との協働を推進します。

(2) 地域ネットワークを核としたまちづくり

地域コミュニティ等の地域力の低下が懸念される中で、ひとり暮らしの高齢者・高齢者世帯の支援・見守り、児童・生徒の登下校の安全性の確保といった少子高齢化社会への対応や、非行防止等の青少年の健全育成のためには、身近な人達との温かい交流により、相互に支え合いながら安心して暮らせる地域ネットワーク・地域コミュニティを育むことが重要です。

今後は、まちづくりの様々な課題に対して、市民個人での対応ではなく、地域の一員として、身近な生活環境の中で取り組み、解決していくことが望まれます。

(3) 開かれた市政の推進

社会・経済のグローバル化が進む中、ますます高度化・多様化する行政ニーズに対応していくためには、市民・企業・行政がそれぞれの役割や責任を分担し、ともに取り組んでいくことが重要です。また、こうしたパートナーシップ（協力関係）によるまちづくりを進める上では、お互いを理解することが何よりも重要です。

そのため、市民の視点に立った行政サービスの提供を基本としながらも、行政の考え方・取組について早く正確に市民に伝えるとともに、市民意識・市民ニーズの的確な把握に努め、開かれた市政を推進します。

(4) 環境変化を踏まえた財政運営の実施

財政運営については、長期的展望の基に自立した持続性のあるものとすべく、効率的かつ弾力的な運営に努めるとともに、より充実した行政サービスが提供できるよう、計画的な事業の執行、安定した財源の確保等を図ります。

また、道路、上下水道、公共施設等の多くのインフラが更新時期を迎え、財政負担の増加が予測されるため、施設の長寿命化、再編等による財政負担の低減・平準化への取組を推進していきます。

(5) 行政経営力の強化

少子高齢化・人口減少・価値観の多様化・限られた財源という社会情勢においてまちづくりを展開していくためには、組織マネジメント力及び職員の政策形成力・課題解決力の強化が不可欠です。

組織マネジメント力を強化するためには、まちづくりに対して組織として責任を持ち、施策を進めていく必要があります。そのため、成果を意識した施策の目標設定、目標を達成するための事業の計画策定及び事業の実施・評価・改善等を連続的に実施する行政評価制度（PDCAサイクル）の構築・運用を推進します。

また、職員の政策形成力・課題解決力の強化のためには、人材育成が重要となるため、人事評価、OJT[※]等の取組を行います。

※On the Job Training の略。職場内で上司・先輩が、日常の仕事を通じて、部下に必要な知識・技術・仕事への取り組みの意識などについて教育すること。

5 将来の人口展望

国立社会保障・人口問題研究所が発表した人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されています。市制施行以降、人口増加基調にあったさくら市も例外ではなく、人口減少局面に進むと見込まれています。

さくら市では、人口減少への対策、今後のまちづくり等について活用するため、人口の将来展望を設定します。

令和 22 年 41,913 人 (国 (社人研) 推計値より +378 人)
令和 42 年 38,013 人 (国 (社人研) 推計値より +2,080 人)

<人口の将来展望の仮定値>

◆合計特殊出生率

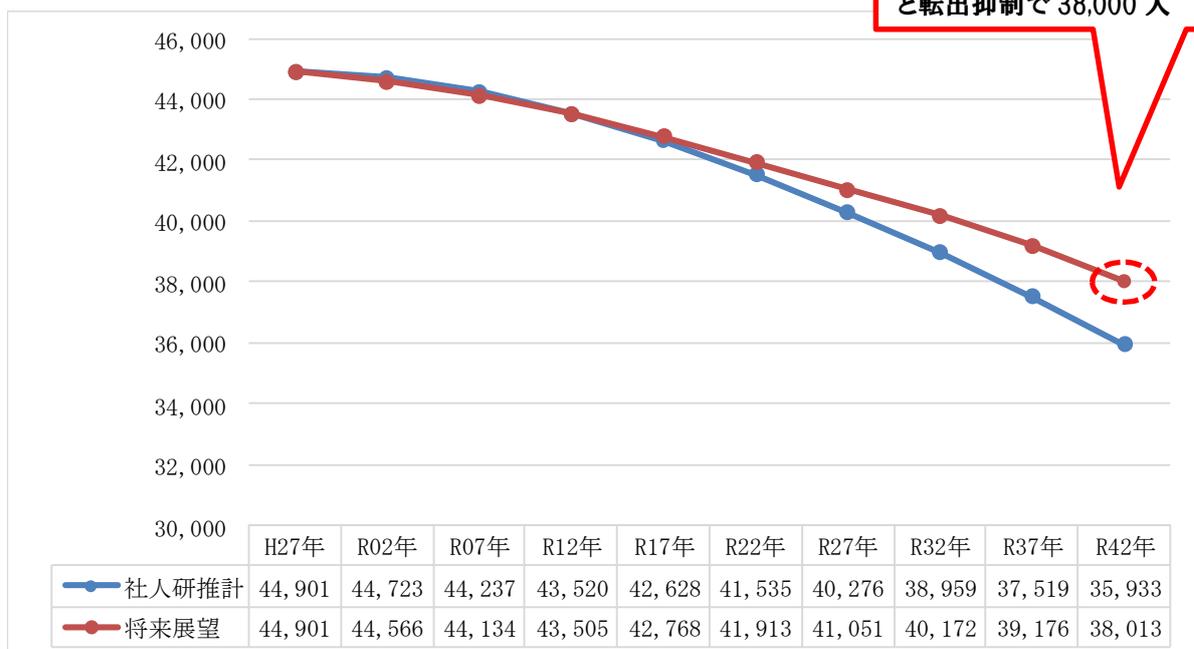
平成 27 年 (実績)	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年以降
1.59	1.70	1.78	1.85	1.93	2.00

◆移動率 (転出入)

若者・ファミリー層である 20 代前半から 30 代中盤までの転入を 15%促進

転出を 15%抑制

■さくら市の人口の推移と将来展望



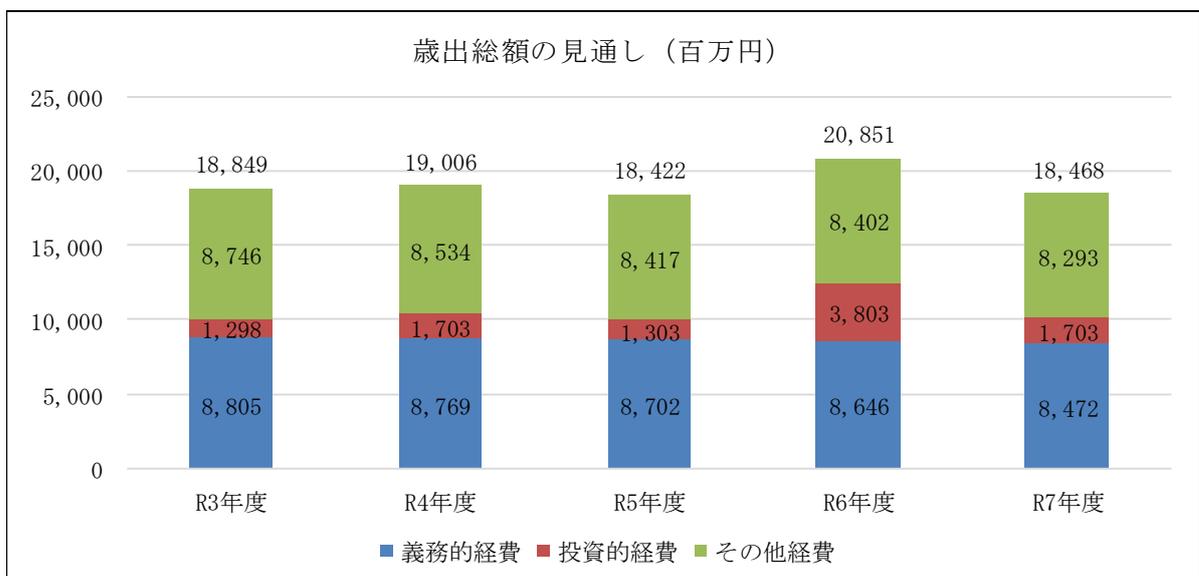
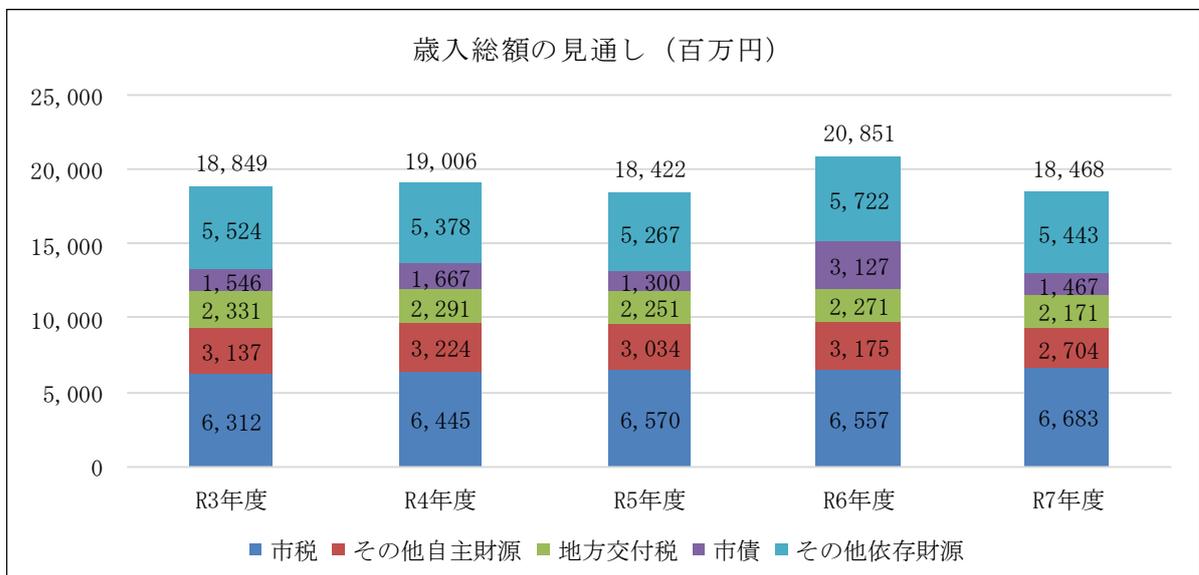
※このグラフにおける「社人研推計」は、国立社会保障人口問題研究所が示した人口推計の考え方に基づいて推計を行ったもので、小数点以下の処理の関係で実際の国立社会保障人口問題研究所の推計値とは異なります。

6 財政の見通し

今後5年間の財政見通しを、令和3年度当初予算額をベースに現行制度が続くという前提で作成しました。作成にあたっては、健全な財政運営を維持することを基本とし、市債残高の増大を抑えるとともに、事務事業の合理化・効率化による経費削減を行うことを加味します。

さくら市の普通会計の歳出は、近年190億円程度で推移してきました。今後の歳入歳出は、令和6年度に小学校の長寿命化、給食センター建設等の大型事業が重なるため208億円超となるものの、他の年度は180億円から190億円程度で推移する見込みです。

これまで、合併の特例措置により有利な条件で財政を運営してきたさくら市ですが、令和2年度にその優遇措置も終了し、少子高齢化の進展による影響も想定されるため、厳しい財政状況となることを見込まれています。



7 土地利用の方向性

土地とは、市民生活・産業経済活動の共通の基盤であるとともに、地域の自然環境を構成する貴重な資源でもあります。まちづくりの基盤である土地の利用については、自然環境への影響にも配慮しながら社会的な必要性に適切に対応し、総合的かつ計画的な視点から整備・開発・保全を進めていく必要があります。

そこで、市域を「都市的利用地域」「農業的利用地域」「自然地域」の3地域に区分し、それぞれの地域の特性に応じた土地利用を進めていきます。

(1) 都市的利用地域

① 商業等集積地域

商業系とその周辺の住居系用途地域からなる中心市街地部については、住民の利便性に寄与する店舗、事務所等の各種サービス施設の集積を誘導し、将来に渡り市の発展を支える中核的な役割を果たす区域として位置づけます。

② 住宅地域

既に住宅が集積している区域及び今後宅地化が想定される区域を住宅地域として位置づけ、生活環境の維持・向上を図るとともに周辺の環境と調和した良好な住環境の形成を目指します。

③ 工業地域

既存の工業団地については、工業地域として他の土地利用への干渉・影響を抑制し、工業生産活動の拠点として、産業構造の変化に対応出来る生産基盤の整備・確保に努めます。

(2) 農業的利用地域

東京圏への生鮮食料供給基地として、農業生産基盤の維持・整備に努め、優良農地の保全を図ります。

(3) 自然地域

林業生産の場のみならず保養・レクリエーションの場等、多様な利用を促進するとともに、恵まれた自然環境の保全に努めます。